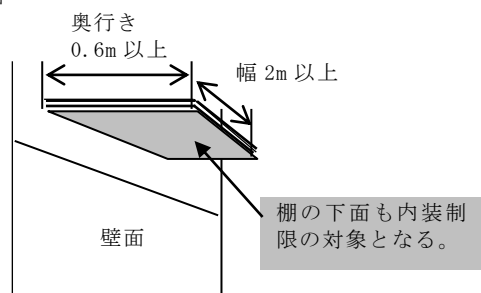
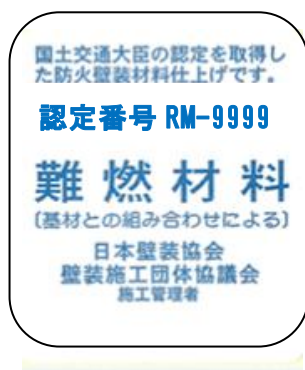


● 1 内装制限の対象

- (1) 令第 11 条第 2 項の「室内」とは、単に居室（建基法第 2 条第 4 号の居室で、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。）だけでなく、廊下、階段室、押入れ、クローゼット、便所及び内部に条例で規定する火を使用する設備（社団法人日本電気工業会の自主認定を受けた天井組込型浴室衣類乾燥機・暖房機を除く。）を設けた浴室も含まれるものであること。
- (2) 令第 11 条第 2 項の「壁及び天井」には、次のものが含まれる。
- ア 天井まで届かない恒常的に固定された簡易間仕切り ☆
 - イ 大広間等に設ける可動間仕切り ☆
 - ウ トイレブース
 - エ 奥行き 0.6m 以上で、かつ、横幅 2m 以上（当該棚が複数あって、相互に 1m 以上の離隔がないものは連続した棚とみなす。）の固定式の棚の下面



- (3) 内装の状態を確認しやすいよう、防火施工管理ラベルを貼るよう指導すること。



● 2 内装に使用される塗料について ☆

平成 14 年 6 月施行の建基法により通則認定制度が廃止され、塗料についても不燃材料、準不燃材料及び難燃材料に区分されるため、仕上げ材に用いる塗料についても難燃材料以上のものとする。